

水質年1回項目分析結果一覧表（地下水）

業務名	平成26年度 水質検査等業務委託									
	項目	単位	基準	佐島 No.1	佐島 No.2	先田名後 No.1	先田名後 No.2	生名 No.1	生名 No.2	
地下水	カドミウム	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	全シアン	mg/L	検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	
	鉛	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	六価クロム	mg/L	0.05mg/ℓ以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
	砒素	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	総水銀	mg/L	0.0005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	
	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	
	トリクロロエチレン	mg/L	0.03mg/ℓ以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	ジクロロメタン	mg/L	0.02mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
	四塩化炭素	mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1mg/ℓ以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006mg/ℓ以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	
	チウラム	mg/L	0.006mg/ℓ以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満	
	シマジン	mg/L	0.003mg/ℓ以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	
	チオベンカルブ	mg/L	0.02mg/ℓ以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	
	ベンゼン	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	セレン	mg/L	0.01mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05mg/ℓ以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	
	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1pg-TEQ/ℓ以下（許容限度）	0.69	0.1	0.0025	0.00018	0.00083	0.11	
	備考	<p>1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>								